

### 信金中央金庫から「企業版ふるさと納税」による寄付をいただきました

市が進める事業承継、移住定住などの取組みに対し、企業版ふるさと納税として信金中央金庫(本店・東京都中央区)から一千万円の寄付をいただきました。

この寄付は、全国の市町村と地元信用金庫とが一体となって実施する地域の課題解決や持続可能な社会の実現に資する事業に対して行われるもので、今回、但馬信用金庫の推薦を受けた本市の取組みが採択されたことによるものです。

この寄付金を活用して、事業承継・創業・移住定住支援に一体的に取組めます。但馬信用金庫とも連携して事業承継案件の掘り起こしやマッチングを行い、市内外の事業者はもちろん、移住希望者に対して「事業の承継」の選択肢を提示することで、移住定住のきっかけにできればと期待しています。

《問合せ》環境経済課 ☎23-4480



▲2月17日、市役所で行われた贈呈式  
左から信金中央金庫の小平神戶支店長、市長、但馬信用金庫の森垣理事長

### 小学校入学不安解消のため「わくわくどきどき1年生」を作成・配布

市では、安心して子どもたちが小学校に入学できるように、就学ガイドブック「わくわくどきどき1年生」を作成し、2023年に小学校入学を迎える児童(4歳児)の保護者に配布しました。

ガイドブックには、小学校での1日の過ごし方や入学するまでに身に付けてほしい基本的な生活習慣定着のためのポイント、特別支援教育にかかる各種の情報など、保護者に事前確認してもらいたい内容を掲載しています。このような取組みなどを通して、就学に向けて、子どもや保護者の不安を少しでも解消し、安心して新生活を迎えることができるようサポートしていきます。

《問合せ》こども育成課 ☎29-0053



▲わくわくどきどき1年生ガイドブックはこちらからご覧ください。



# 市政 ニュース



## 〔2月〕 主な市政の動き

- 17日 ・市長臨時記者会見 (令和4年度当初予算)
- 24日 ・北京パラリンピック出場の内田選手が表敬訪問
- 25日 ・市議会3月定例会 (3月25日)

## 〔3月〕

- 1日 ・コンビニ交付サービスの開始
- ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給開始
- 4日 ・子育て支援総合拠点等施設の愛称が「WACCU TOYOKA」に決定
- 10日 ・ウクライナ支援募金箱を市役所本庁・各振興局に設置

# 全国のコンビニなどで住民票の写しなどを取得できます コンビニ交付サービスを開始



3月1日から、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、マックスバリュなどのマルチコピー機を設置している店舗で、マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書が搭載されたもの)を使用して、住民票の写しなどの各種証明書を取得できるようになりました。

## ▶利用時間

店舗営業時間のうち

午前**6時30分**～午後**11時**

(12/29～1/3、メンテナンス日は除く)

左の表の④～⑥は、土・日曜日、祝日は利用できません

## 《取得できる証明書》

証明書	手数料	請求できる範囲
①住民票の写し (除票除く)	300円	本人または同じ世帯にいる人
②住民票記載事項証明書 (除票除く)		
③印鑑登録証明書		
④戸籍全部事項証明書 (現在戸籍のみ)	450円	本人または同じ戸籍にいる人
⑤戸籍個人事項証明書 (現在戸籍のみ)		
⑥戸籍の附票の写し (現在戸籍のみ)	300円	本人
⑦所得課税証明書 (現年度分のみ)		

## ▶利用方法

**マイナンバーカードをマルチコピー機にセットし、画面の説明に従い、ご自身で操作してください。**

※利用の際には、マイナンバーカードの交付時などに設定した利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4ケタ)の入力が必要となります。  
※暗証番号を連続して3回間違えるとロックがかかり、利用できなくなります。ロックがかかった場合は、市民課、各振興局市民福祉課の窓口でロック解除の手続きが必要となります。

## 利用上の注意

- ◆一度取得された証明書の交換や返金、差し替えはできません。
- ◆住民票の異動、戸籍の届出、税の申告などをされた場合、しばらくの間、証明書が発行できない、または異動内容が反映されていない場合があります。
- ◆マイナンバーカード交付後すぐ、電子証明書の発行(更新)手続後すぐは利用できません。



《問合せ》①～⑥市民課市民係 ☎21-9015 (直通) ⑦税務課収税係 ☎23-1118 (直通)